

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和4年11月15日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和4年11月15日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨシヅヤ笠松店
羽島郡笠松町如月町18番地 外6筆

- 2 意見の概要
住民の意見
 - ・廃棄物関係について
 - ・店舗の運営方法について
 - ・騒音について
 - ・児童生徒の安全確保について
 - ・交通について
 - ・その他